

医政発 0330 第 1 号
令和 6 年 3 月 30 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「社会医療法人の要件について、医療法の改正により救急医療等確保事業に『新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業』が追加されたことに伴い、その事業に関する基準が新たに設定された後も、引き続き、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外すること等の措置を講ずる」旨が定められました。

これに基づき、「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」に関する基準を定めるため、本日、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 182 号）が告示されました。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれでは、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

社会医療法人の認定要件について、救急医療等確保事業に係る業務に関して、当該業務を行うための体制や当該業務の実績等が厚生労働大臣の定める基準に適合していることを一要件としており、その基準は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 119 号。）において定められている。

今般、令和 6 年 4 月 1 日より、救急医療等確保事業に新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業が追加されること及び令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、社会医療法人の要件について新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業に係る基準が新たに設定された後も、現行制度と同様の、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外す

る等の税に関する特例措置が認められたことを踏まえ、当該告示を改正する。

第2 改正の主な内容

新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業に係る基準について、次に掲げる事項を規定する。

① 当該業務を行う病院の構造設備に係る基準（第3条第1号関係）

- 当該病院が、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること、発熱患者等専用の診察室の設置が可能であることその他新興感染症発生・まん延時における医療を行うために必要な施設、設備及び物資を有すること

② 当該業務を行うための体制に係る基準（第3条第2号関係）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、一定の基準（当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があつた日から起算して七日以内に実施すること等）を満たした感染症法第36条の3第1項第1号及び第2号に規定する措置をその内容に含む医療措置協定を締結し、医療計画に当該協定を締結した医療提供施設として記載されていること
- 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること
- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の2第1項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム若しくは災害派遣精神医療チーム又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、医療法第30条の12の6第1項に規定する協定及び感染症法第36条の2第1項第5号に掲げる措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること

③ 当該業務の実績に係る基準（第3条第3号関係）

- 当該告示第1条第3号イに定める時間外等加算割合が100分の16以上又は同号口に定める夜間等救急自動車等搬送件数を3で除して得た数が600以上であること
- 毎年度、当該病院に勤務する職員が、当該病院又は外部の機関が行う新興感染症の対応に係る研修又は訓練に参加していること
- 感染症法第36条の4第2項に規定する勧告を受けたことがないこと

その他所要の改正を行う。

第3 適用期日

令和6年4月1日

第4 関係通知の改正

当該告示の適用に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。